

施行 平成 12 年 3 月 10 日
最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

コーデックス連絡協議会の設置について

消費者庁次長
厚生労働省健康・生活衛生局長
農林水産省消費・安全局長

1 趣旨

コーデックス委員会の活動及びコーデックス委員会での我が国の活動状況を、消費者を始めとする関係者に対して情報提供するとともに、コーデックス委員会における検討議題に関する意見を聴取するため、「コーデックス連絡協議会」を設置する。

政府は、コーデックス委員会における我が国の対処方針を決定するに当たっては、本協議会で提出された意見を考慮する。

2 活動内容

- (1) コーデックス委員会における主要な検討議題に関する意見交換
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本協議会は、消費者関係者、産業界関係者、学識関係者からなる 20 名以内の委員をもって構成する。
- (2) 委員の選任は、審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）別紙 3 審議会等の運営に関する指針 2.（委員の選任）に準拠する。ただし、専門性等の観点から適当な者がいない場合はこの限りでない。
- (3) 関係団体からの推薦を受けて委員を選任する際は、推薦理由を確認できる文書の提出を求める。
- (4) 本協議会の委員の任期は、原則 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。委員は、再任されることができる。
- (5) 議題に関する専門的な知見を有する者を、必要に応じて、臨時委員として協議会に出席させることができる。
- (6) 委員は、消費者庁次長、厚生労働省健康・生活衛生局長及び農林水産省消費・安全局長が協議の上、選任する。

4 議事の進行

本協議会の議事の司会進行は、委員が互選等により務める。ただし、やむを得ない事由がある場合、出席委員の意見を聴いて、事務局が務めることができる。

5 議事の公開

- (1) 本協議会は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な協議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合には、非公開とすることができる。

- (2) 本協議会の資料及び議事概要については、公開資料とし、議事概要については、発言箇所ごとに発言した委員の氏名を明記し公開する。ただし、特定の個人又は団体に不当な利益又は不利益をもたらすおそれのある部分は、この限りでない。

6 事務局

本協議会に係る事務は、コーデックス・コンタクト・ポイントなど関係府省の協力を得て、消費者庁消費者安全課、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課及び農林水産省消費・安全局食品安全政策課が行う。